平成２９年（フ）第２６７号
大阪府和泉市はつが野１丁目42番９号　下田方、住民票上の住所大阪府泉佐野市日根野2640番地
債務者　梶野せつ子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８０号
函館市西旭岡町１丁目２番地13
債務者　山田　啓太
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４８号
三重県鳥羽市堅神町672番地
債務者　中山　　力
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
三重県伊勢市常磐３丁目１番23号　メゾンアミータ101号室、前住所三重県伊勢市上野町307番地21
債務者　片出　博幸
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
島根県出雲市塩冶有原町６丁目38番地１　しんざや荘12
債務者　多久和正美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１０２号
岡山県倉敷市連島中央５丁目28番13号　サンメゾン連島206号
債務者　上田　昌文
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
山形県米沢市大字梓川951番地の７
債務者　佐々木康一
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第５７２号
さいたま市桜区南元宿２丁目27番１―506号
債務者　山下英里依
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６８７号
さいたま市岩槻区大字岩槻6942番地　レオパレスリバーパーク107号室
債務者　新井　鮎美
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７００号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1512番地２　メイプル大和田101号室
債務者　木下　千恵
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２９号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目40番20号　２階
債務者　武山　紀子（旧姓沼臺・沼台）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2322番地１　プランタン203号室
債務者　渡邉　敬介
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
埼玉県草加市清門３丁目65番地３　メイプルハイツＡ―101号
債務者　宮野　悦子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島1908番地18
債務者　森田　　均
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４８２号
千葉市中央区新田町23番15号　Ｋ―16　607号
債務者　黒木　孝德
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６０３号
千葉県市川市本北方３丁目24番12号
債務者　磯　　留美
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６２１号
千葉市緑区おゆみ野南５丁目14番地12
債務者　高橋舞里菜
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係